

臨時職員・パート職員給与規程

2018年4月1日制定

第1章 総則

第1条 この規程は臨時職員・パート職員の労働協約および就業規則にもとづくすべての臨時職員・パート職員の賃金に関する事項を定める。

第2条 この規程で賃金とは次のものをいう。

1. 基準内賃金 時間給
2. 基準外賃金 通勤手当、割増賃金、現物給与

第3条 賃金の計算期間と支給日は次による。

1. 前月1日から末日までの分を計算し、当月25日に支給する。
2. 前項の計算期間および支給日は労働組合との協議により変更することがある。
3. 賃金支給日の25日が休日のときは、24日に支給する。さらに24日が金融機関の休日にあたる場合は23日に支給する。但し、23日から連続3日金融機関の休日があるときは26日を支給日とする。

第4条 月途中で新たに臨時職員・パート職員となった者に支給する賃金は、その実働時間分の時間給、割増賃金、および日割り計算定期代あるいは日数分の実費による通勤手当について、採用日から採用月末日までの期間分を翌月の25日に支給する。

2. 月途中で退職、解雇の場合の支給額は前項の計算を準用する。

第5条 臨時職員・パート職員またはその家族が次の各号のいずれかに該当する場合で、本人または他の権利者から請求があったときは、第3条に定める賃金支給日前であっても、その月に支給すべき基準内賃金について支給する。

1. 出産、結婚、疾病、死亡および災害を受けたとき。
2. やむをえない事情により、1週間以上にわたって帰郷するとき。
3. その他とくに所属長が必要と認め理事長に申請し、その承認を得たとき。

第2章 時間給

第6条 時間給は次に掲げるパート賃金表により決める。

事務員 877円

昇給は、1年ごとに5円とし10年を限度とする。

第7条 臨時職員・パート職員として雇用する場合は事務員の賃金を適用する。

第3章 通勤手当

第8条 通勤距離が2キロメートル以上ある臨時職員・パート職員に通勤手当を支給する。通勤距離は順路による。

② 通勤手当の月額額は次の各号による。

1. 交通機関の利用区間にかかる通用期間1ヶ月の通勤定期運賃相当額。但し相当額は非課税限度額をもって打ち切る。尚、パート職員の場合は、日数分の通勤実費と比較し低額

のものとする。

2. 通勤経路が2路線以上ある時は運賃の低い経路による。
- ③通勤手当の支給開始または支給額の変更を必要とする事実が生じたときは、21.5で除したものを日額とする日割り計算で支給する。但し、開始または変更が月の初日であればその月からとする。
- ④前項の事実が生じた場合、すみやかに届け出、理事長の承認を得なければならない。届け出を怠り超過支給された分があるときは返戻させ、新たに支給を要する分については届け出のあった月から支給する。
- ⑤休暇、欠勤その他の事由により月の1日から末日までの期間、全日数にわたって通勤しないことになるときは、その月の通勤手当は支給しない。

第4章 割増賃金

第9条 臨時職員・パート職員の労働協約第17条に定める時間外および休日に勤務を命ぜられた臨時職員・パート職員に割増賃金を支給する。その1時間あたりの単価は次の計算方法による。

1. 午前5時から午後10時までの超過勤務については時間給の100分の125とする。
2. 午後10時から午前5時まで（深夜）の超過勤務については時間給の100分の150とする。
3. 休日の超過勤務については時間給の100分の135、及び休日の深夜超過勤務については時間給の100分の160とする。

第5章 賞与

第10条 一時金（夏期・年末）の支給率・一律加算額等は、支給対象は、支給日の前月末日までで満6ヶ月間以上の契約期間があり、過去3ヶ月平均で1日を7時間15分で換算し12日以上勤務実績のある者とする。支給日は、夏期は6月給与支給日と同日、年末は12月給与支給日と同日とする。

第6章 健康診断

第11条 （健康診断）

いの健北海道センターは、常勤臨時職員に対し毎年1回の定期健康診断を行う。

2. 前項に係る健康診断の費用は、いの健北海道センターが負担する。

付 則

第12条 この規程の解釈、運用について疑義が生じたときは、理事会の決定を待って実施しなければならない。

第13条 この規程は、2018年4月1日より実施する。